

揖斐広域連合広報誌

# ぬくもり

揖斐広域連合 〒501-0603 岐阜県揖斐郡揖斐川町上南方1-1 揖斐総合庁舎内  
TEL(0585)23-0188 FAX(0585)21-0126  
<http://www.ibikouiki.com/>

- 2 ● 揖斐広域連合議会だより
- 3 ● 平成30年度 予算状況
- 4 ● 揖斐広域斎場の利用状況
- 5 ● 介護保険の状況
- 7 ● 第1号被保険者の介護保険料
- 8 ● 平成30年度介護保険制度の  
おもな改正ポイント
- 介護保険負担割合証更新のお知らせ



## ハリヨ(池田町八幡のハリヨ繁殖地)

ハリヨは体長が5センチ前後と小さく、日本で岐阜県西濃地方と滋賀県東部にしかいないとても珍しい魚です。ハリヨが生息する池田町八幡のハリヨ池公園(通称)は、きれいな湧き水が豊富で繁殖できる環境が貴重だということから、昭和41年、岐阜県の天然記念物に指定されました。地域ではハリヨを守る会が作られ、毎年5~9月を中心に定期的に清掃活動等を行うなどの生息地の保護が行われています。

No.37

平成30年6月1日発行











# 65歳以上(第1号被保険者)の方の介護保険料が7月に決まります。

介護保険は、40歳以上の方が被保険者になって介護保険料を納め、介護が必要になったときに適切な介護保険サービスが受けられる制度です。この制度は国や市区町村などからの公費とともに、みなさんが納める保険料を財源として運営されています。

65歳以上(第1号被保険者)の方には、住民税確定後の7月中旬に平成 年度の介護保険料を算定し(本算定)、「介護保険料納入通知書(兼納付書)」によりお知らせします。

みなさんが安心して介護保険を利用できるよう、保険料の納付にご協力をお願いします。

## ○介護保険サービス費の財源

40歳以上の方に納めていただく保険料と、公費を財源に運営しています。

保険料 65歳以上の方	保険料 40~64歳の方	公費 国・県・町 50%
----------------	-----------------	--------------------

★65歳以上の方は、サービス費用の を保険料として負担していただきます。

## ○65歳以上の方の保険料の決め方

$$\text{「損斐広域連合で必要な介護サービスの総費用」} \times \text{「65歳以上の方の負担分( )」} \div \text{「損斐広域連合管内に住む65歳以上の方の人数」} = \text{「保険料の基準額」}$$

平成 年度の基準年額は 72,000円 になります。

## 平成 年度の介護保険料

所得段階	対象となる方	保険料率	年額保険料
第1段階	○生活保護を受けている方 ○世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金を受けている方 ○世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	基準額 ×0.45	32,400円
第2段階	○世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課	基準額 ×0.75	54,000円
第3段階		基準額 ×0.75	54,000円
第4段階		基準額 ×0.9	64,800円
第5段階		基準額	72,000円
第6段階		基準額 ×1.2	86,400円
第7段階		基準額 ×1.3	93,600円
第8段階		基準額 ×1.5	108,000円
第9段階		基準額 ×1.7	122,400円

※保険料は介護保険事業計画の見直しに応じて3年ごとに設定されます。

## ●平成30年度 介護保険制度のおもな改正ポイント●

平成30年度の介護保険制度のおもな改正内容をお知らせします。詳しくは、町の広報5月号と一緒にお配りしている冊子「あなたと歩む介護保険」をご覧ください。

### ◎平成30年4月から

#### ・合計所得金額の控除の扱いが一部変わりました。

介護保険料の所得指標である合計所得金額は、「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額」を控除した額を用います。

※平成30年8月からは、利用者負担割合、高額介護サービス費、特定入所者介護サービス費に用いられる合計所得金額にも適用されます。

#### ・「共生型サービス」が創設されました。

高齢者や障がい児者が同じ事業所でサービスを利用できる「共生型サービス」が創設されました。介護保険または障害福祉の事業所がもう一方の制度の認可指定を受けやすくなり、指定を受けた共生型サービス事業所では、65歳になって介護保険を利用することになった障害福祉サービスの利用者も、使い慣れた事業所で引き続きサービスが利用できます。

### ◎平成30年8月から

#### ・とくに所得の高い人の負担割合が3割になります。

本人の合計所得金額が220万円以上で、同じ世帯にいる65歳以上の人の「年金収入＋その他の合計所得金額」が単身の場合340万円以上、2人以上世帯の場合463万円以上の人は、サービスを利用した際の負担割合が3割となります。

#### ・高額医療・高額介護合算制度の算定基準が変更されます。

現役並み所得者のうち、課税所得380万円以上690万円未満の人と、課税所得690万円以上の人は限度額が変更されます。

### ◎平成30年10月から

#### ・福祉用具の全国平均貸与価格が公表され、貸与価格の上限額が設定されます。

利用者に対して貸与商品の全国平均貸与価格が公表され、事業者の貸与価格の両方の提示と機能の説明が義務づけられます。また、貸与価格の上限額が設定されます。

※平成30年4月から価格帯が違う複数の商品の提示が義務づけられています。

## ●介護保険負担割合証更新のお知らせ●

介護保険負担割合証は、介護保険サービスを利用したときの利用者負担の割合が記載されており、要介護・要支援認定者や基本チェックリストにより生活機能の低下がみられた方（事業対象者）に交付されています。現在お持ちの負担割合証は、有効期限が平成30年7月31日までとなっています。8月1日以降も認定期間が引き続きある方、もしくは更新申請により認定期間が引き続き見込まれる方には、新しい負担割合証を7月下旬に送付します。8月以降にサービスを利用されるときは、新しい負担割合証を介護保険被保険者証と一緒に提示してください。

利用者負担の割合は、本人及び同じ世帯にいる65歳以上の人の収入金額等により決まります。詳しくは、負担割合証に同封されている「介護保険負担割合証のしおり」をご覧ください。

